

お知らせ

秋の叙勲受章おめでとうございます(瑞宝単光章 技能検定功労)



坂田 一穂さん(78歳・川角)

昭和40年に(株)ヒロテックへ入社し、長年、自動車部品のプレス部門で技能の向上に力を注ぐとともに、技術の開発や向上に努められました。平成2年からは技能検定委員として、技能人材の育成や検定制度の発展に尽力しており、プレス関係の第一人者として、県内の自動車産業を支える技術・技能の維持・向上に多大な貢献をされています。

受章者の言葉

この度は、栄えある叙勲を賜りましたこと、大変うれしく思います。今後も続けられる限り、この栄誉に恥じることはないよう一層努めてまいります。

(政策企画課)

令和7年度地縁による団体功労者として表彰されました

この度、総務大臣から「令和7年度地縁による団体功労者」として、栗原君子さん(神田)に表彰状が贈呈されました。



この表彰は、長年、神田自治会長として活動され、自治会活動を通じて、良好な地域社会の維持などに尽力いただいた功績を称えるものです。

(生活環境課)

令和7年度地区衛生組織活動功労者として表彰されました

この度、広島県環境保健協会から「令和7年度地区衛生組織活動功労者」として、沖田ゆかりさん(熊野町女性会・萩原)に表彰状が贈呈されました。



この表彰は、公衆衛生推進協議会の会員として活動され、長年、地区衛生組織活動に尽力いただいた功績を称えるものです。

(生活環境課)

令和7年度スポーツ賞(功労賞の部)受賞おめでとうございます

令和7年12月6日(土)、リーガロイヤルホテル広島で開催された「令和7年度公益財団法人広島県スポーツ協会スポーツ賞表彰式」で、熊野町体育協会の立花浩光さん(城之堀)が、長年にわたる功績を称えられ、スポーツ賞(功労賞の部)を受賞されました。



(教育総務課社会教育グループ)

令和7年度「安心安全なまちづくり功労表彰授与式」を行いました

令和7年12月15日(月)、令和7年度「安心安全なまちづくり功労表彰授与式」を行い、地域における防犯活動などを通して、安全で安心なまちづくりに貢献されたとして、保手濱助信さん(神田)、岡本順子さん(新宮)、高尾信夫さん(初神)に町長から感謝状が授与されました。



▲左から、保手濱さん、岡本さん、高尾さん

(生活環境課)

間違えやすいごみにご注意ください

ごみステーションに、分類を間違えてごみが出されていることがあります。『正しいごみの出し方』を参考に分別方法をご確認ください。

よく間違えて出されているごみ

- ・植木鉢 →「せともの」の場合は、埋立ごみ
・セーター →30cm以下に切って可燃ごみ
・クッション →大型ごみ

環境事務所へ直接搬入してください

次のものは、ごみステーションでは回収できません。環境事務所へ直接搬入してください。

- ・植木の枝木
・水槽

☎生活環境課 ☎820-5606

-2月16日(月)から、確定申告が始まります!- 役場での確定申告に伴う『インターネット予約』は1月から!

役場での確定申告には、インターネットまたは電話での事前予約が必要です。

予約の混雑緩和のため、1月から『インターネット予約』を開始します。

※『電話予約』は2月初旬から開始します。『電話予約』についての詳細や申告に必要なものなどについては、2月号への掲載を予定していますので、そちらをご覧ください。

▷『インターネット予約』について

☎1月26日(月) 8:30から(24時間受付)

[予約方法]専用サイトから予約してください。



◀インターネット予約専用サイト「熊野町オンライン行政手続き」はこちら

▷役場でできない申告について

青色申告や譲渡所得(土地、建物、株式)、亡くなった人の申告、令和7年分以外の申告など、役場では受けられない申告があります。詳しくは町ホームページをご確認ください。

☎税務住民課町民税グループ ☎820-5603

小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象です

小型特殊自動車は公道を走行する・走行しないに関わらず、軽自動車税の課税対象となります。

小型特殊自動車をお持ちの人は、原動機付自転車などと同様に、税務住民課で軽自動車税の申告を行い、ナンバープレート(標識)を取得してください。

▷軽自動車税の対象となる小型特殊自動車の要件と例

Table with 3 columns: 要件, 例. Rows include 農耕用 (乗用装置が付いていて、最高速度が時速35km未満の車両) and その他 (最高速度が時速15km以下で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下の車両).

☎税務住民課町民税グループ ☎820-5603

償却資産の申告は、2月2日(月)までです

1月1日現在で、町内に償却資産を有する法人および個人は、資産の多少に関わらず、毎年期限までに償却資産の申告が義務づけられています。償却資産申告書を税務住民課へ提出してください。

なお、償却資産課税台帳に登録されている法人および個人には、令和7年12月中旬に申告書を発送しています。

令和7年中に新たに事業を始められた方などで申告書が必要な場合は、お問い合わせください。



◀詳細は町ホームページをご確認ください

☎税務住民課固定資産税グループ ☎820-5603

-海田税務署からのお知らせ- 相談には、LINEでの事前予約が必要です

海田税務署では、2月16日(月)から申告会場を開設します。

申告会場での相談希望者は、LINEから事前予約をお願いします。

※当日は、会場での『入場整理券(枚数制限あり)』の配布を行います。

ただし、当日の相談枠には限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります。



◀LINEでの予約はこちらから(予約には、友だち追加が必要です)

2月13日(金)以前に税務署窓口にて、確定申告に関する相談を希望する場合も事前予約が必要です。LINEまたは電話から事前予約をお願いします。

☎海田税務署 ☎823-2131

相談

講座・イベント

保険・年金・福祉

お知らせ

相談

講座・イベント

保険・年金・福祉

お知らせ